

個人情報取扱特記事項

指定管理者が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（基本的事項）

第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）並びにその他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規則等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（利用目的の特定）

第2 指定管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

（利用目的による制限）

第3 指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（従事者の監督）

第4 指定管理者は、指定管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、法第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、埼玉県に対し、その写しを提出しなければならない。

3 指定管理者は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第5第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（安全管理措置）

第5 指定管理者は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、埼玉県に対し、その内容を報告しなければならない。

3 埼玉県は、個人情報の安全管理が図られるよう、指定管理者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（取扱状況の報告等）

第6 指定管理者は、あらかじめ埼玉県の承認を得た場合を除き、埼玉県と指定管理者の協議の上定める期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等を書面により埼玉県に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県は、指定管理者が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 埼玉県は、指定管理者に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

（利用及び提供の制限）

第7 指定管理者は、埼玉県の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8 指定管理者は、第7に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、埼玉県と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第9 指定管理者は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の引渡し等)

第10 指定管理者は、指定管理業務を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「引渡し対象資料等」という。)を速やかに埼玉県又は埼玉県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、埼玉県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、指定管理者は、埼玉県の承認を受けたときは、埼玉県立会いの下に引渡し対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、指定管理者が指定管理業務を行う上で不要となった引渡し対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第11 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関する基本協定書第14条に定めるところにより、指定管理者が指定管理業務の一部(個人情報の取扱いを含む場合に限る。)を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、指定管理者は、この協定及び特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること

(2) 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

(安全確保上の問題への対応)

第12 指定管理者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、指定管理業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちに埼玉県に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する埼玉県の指示に従わなければならない。

2 指定管理者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を埼玉県と協力して講じなければならない。

(苦情処理)

第13 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 指定管理は、苦情を受けたときは、直ちに埼玉県に報告しなければならない。

(別記様式)

誓 約 書

私は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供されるべき埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者

(指定管理者名称)

(指定管理業務等に関する総括責任者の役職名)

(氏名)

年 月 日

氏 名